

ユニケア岡部 職員の身だしなみについて

初回作成日	令和6年9月7日	出席者	小沼
改定日		分類	2-14
工程	担当者	手順	備考

1、ヘアカラー

- ・カラートーンの制限はない
- ・メッシュ等インナーカラーは1色まで。左記以外の髪的全体的なカラーの2色以上は禁じる

2、ヘアスタイル

- ・利用者と接する長髪の職員は髪の毛を束ね触れないようにする
- ・清潔感の感じられる髪型(過度な整髪剤を使用する髪型は禁じる)
- ・不快に与えるような香りは使用しない(過度なヘアフレグランスは使用しない)
- ・モヒカン、リーゼント、パンチパーマは控える

3、ヘアアクセサリ

- ・髪を結束する物は指定をしないが、傷つけにくく外れにくいものとする

4、ピアス

- ・ピアスは片耳に1カ所(両耳で2カ所)のみとする(耳たぶ以外は透明のボディーピアスは可)
- ・口、鼻、舌等の視野に入る箇所ピアスは禁じる
- ・耳のピアスはフックピアス等耳表面より飛び出るピアスは安全面を考慮し使用しない

5、ネイル

- ・利用者と接する職員は爪は必ず傷をつけないように短く切る等の配慮をする
- ・ネイルカラーは1色のみ(2色以上は禁じる)
- ・ネイルにデコレーション等の装飾をしての勤務は不可
- ・ネイルカラーは自然に近い色とする(ピンク・ベージュ等)
- ・ネイルチップやネイルシール等は禁じる

6、タトゥー

- ・衣類の外で見えるタトゥーは不可(衣類から出ない限りは各個人の自由)

7、指輪

- ・結婚指輪以外の指輪は禁じる(結婚指輪でも皮膚を傷つける可能性があるものは不可)

8、ネックレス

- ・利用者と接する職員は金属製のネックレスは禁じる(金属を伴わないシリコン製等は可)
- ・上記以外の職員は外見から見えない程度のネックレスは可

9、時計

- ・利用者と接する職員は金属を伴う腕時計は不可
- (総シリコン製等利用者を傷つける危険性のないものは状況に応じて可)
- ・身体介護の際に危険性を伴わない箇所の時計は可(ベルトフックへのカラナビ時計等)

10、服装

- ・ユニフォーム着用を基本とするが、それ以外の服装は特に禁じない
- ・服装は利用者を傷をつけるような装飾等がないポロシャツやTシャツとする
- ・色の制限はないが、可能な限り単色等が望ましい(配色が多いものは控える)
- ・プリントデザインは受け入れられるものとする(般若・竜等の恐怖をあおるものは不可)

注意点

- ・女性の服装は下着の色が透けない物や胸元が見えにくい物を基本とする

11、履物

- ・利用者と接する職員はしっかりと踵を覆う物で行動しやすいものを基本とする
- ・履物は足音がならない物を基本とする(歩行時にパタパタ音がしない物)

12、香水

- ・就業中の香水は使用を禁じる

(制汗剤等のデオドラント系や洗剤等の芳香は不快にならない程度は可)

13、その他

- ・身体や服装は清潔感があるものとする(穴が開いた衣類・靴等は控える)
- ・あくまで本取り決めは基本であり、現場によっては利用者の声により変更の可能性あり
- ・不快に思う服装や装飾等は早めにリーダー及び部門長より注意をして改善を促す
- ・ピアスや指輪等で長年の使用により着脱が不可能なものの着用を考慮する